

平成27年度第2回（第217回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成28年1月20日(水) 13:30～15:20

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- ② 平成27年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算案（概要）について 【資料2】
- ③ 平成28年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算案（概要）について 【資料3】
- ④ 仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について 【資料4】

(2) 報告事項

- ① 国民健康保険の都道府県単位化について 【資料5】

(3) その他

出席委員（21人）

- 大内委員、高谷委員、沼田委員、武川委員、佐藤委員、長谷川委員
- 青沼委員、樋渡委員、駒形委員、芝崎委員、北村委員、高橋(将)委員
- 柿沼委員（会長）、小山委員（副会長）、鎌田委員、木村委員、庄司(俊)委員、高橋(次)委員、渡辺委員
- 庄司(秀)委員、横式委員

欠席委員（2人）

- 小野寺委員、永井委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼徴収対策室長、同課保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

《署名委員》

駒形委員、武川委員

《会議経過》

- 健康福祉局長挨拶
- 新委員報告
- 欠席者報告
- 会長職務代行者の柿沼委員により議事進行
- 署名委員の指名
- (1) 協議事項

【会長職務代行者（柿沼委員）（以下、会長職務代行者）】

それでは、(1)の協議事項に入ります。

はじめに、①の「仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について」です。

事務局から説明願います。

【司会（保険係長）（以下、司会）】

それでは、会長・副会長の選出にあたり、関係法令についてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

まず、会長の選出については「国民健康保険法施行令」第5条第1項によりまして、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ということになっております。次に、副会長については、同施行令第5条第2項及び仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第2条第2項によりまして、会長の選出に準じて、公益を代表する委員のうちから選挙することとされております。これらの規定に基づき、会長・副会長の選出をお願いいたします。

【会長職務代行者】

ただいま、説明がありましたように、会長と副会長は公益を代表する委員の中から選ばれることとなっておりますが、いかがいたしますか。

【渡辺委員】

それでは、私から会長・副会長を推薦させていただきたいと思いますが、御諮りをよろしくお願いいたします。

【会長職務代行者】

ただいま、渡辺委員より会長、副会長の選出につきましては、指名推薦とし、渡辺委員から推薦をさせていただきたいという旨のご発言がございましたが、皆様方いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではあらためて渡辺委員より推薦をお願いいたします。

【渡辺委員】

それでは、私から会長・副会長を推薦させていただきます。柿沼委員を会長に、小山委員を副会長に推薦させていただきますので、御諮り頂きたいと思います。

【会長職務代行者】

ただいま、渡辺委員から会長には私、柿沼を、副会長には小山委員をとという推薦がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

皆様賛成のようですので、ただいまご推薦のとおり、会長には私、柿沼、副会長には小山委員と決定いたします。

【司会】

それでは、会長に就任されました柿沼会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【会長（柿沼委員）（以下、会長）】

皆様のご賛同によりまして、会長に就任させていただきました柿沼でございます。委員の皆様のご協力をいただきながら、この会の運営をしっかりと全うさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

【司会】

次に、副会長に就任されました小山副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【副会長（小山委員）】

ただいま副会長にご指名をいただきました小山でございます。今回の委員としての努めは大変難しい課題等もあって大変だと思っておりますが、柿沼会長を支えながら精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】

それでは、協議事項②の「平成 27 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」を事務局から説明願います。

【保険年金課長（以下、課長）】

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【渡辺委員】

共同事業拠出金についてかなりの額が減額されています。減額の理由についてお示しをいただきたいと思います。

【課長】

共同事業拠出金は、これまでも県内の市町村が共同で拠出して医療費の支払いに備えるということで行ってきたところでございますが、平成 27 年度から大幅な拠出のルールの変更がございましたことから、これを取りまとめております宮城県国民健康保険連合会もあわせて制度変更に伴った見込を行ってございました。しかし、大幅な制度変更があつて初年度ということもございまして、昨年度の今の時期に見込んでいた金額から、ずれが生じたので、その分について減額するというものでございます。

【渡辺委員】

そうしますと、被保険者の方の病気になる率が低くなったわけではなくて、制度変更に伴う事務的な変更ということですね。

【課長】

はい。

【渡辺委員】

分かりました。

【会長】

他にございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問がなければ、協議事項②の「平成 27 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項③「平成 28 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を事務局から説明願います。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【横式委員】

3点お伺いをしたいと思います。

1点目は、昨年秋くらいにマスコミ等で報道があった柔道整復師に関する療養費の不正請求についてです。反社会的な組織、芸能関係者も絡んで、東京を中心にかなりの不正請求があったという事件だったかと思います。仙台市においては、今の時点で何か起こっているということはないのかもしれませんが、このようなものに対する対策がどのようになっているのか、また、28年度の事業において何か検討されているものはないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

もう1点は、今、ご説明があった予算案の別添資料5ページの8番の保健事業費についてです。被保険者の減少に伴うものなども考えられますが、前年比で4,800万円ほど予算が減少しております。仙台市自体は他の政令市と比べても相当高い健診の受診率だと承知をしておりますが、予算の減少を見ると、希望をする方が皆様受けられるようになっているのか、また、100%は高いハードルだとは思いますが、それに向けてより多くの方に受診していただくことをどのように考えていてこのような予算になっているのかお伺いしたいと思います。

もう1点は、レセプト点検の実施状況についてです。本日配布された、仙台市の国民健康保険という冊子の68ページから4ページくらいにわたって、所謂、過誤調整について、26年度の結果が前年度と比較して、レセプトの枚数で約7,000枚、金額で約7,700万円減少しており、また、再審査の申立て状況につきましても、レセプトの枚数で約7,700枚、保険者負担額で3億円以上減少しております。これについても、被保険者の減少等も含めていろいろ要素はあるのかと思いますが、もし、主な要因がございましたらお伺いをしたいと思います。以上でございます。

【課長】

まず、柔道整復にかかる療養費について、大きな報道もありましたことを受けてのご質問でございました。保険者として、当然、不正な請求がありました場合には、それを正していくことで対応したいと考えてございます。一方で、横式委員も同じご認識をお持ちなのではないのかと思いますが、我々の点検をすり抜けるものも一部にございます。特効薬的な対策というものはございませんが、そのようなものを見抜くような体制で取り組んでまいりたいと考えてございます。この点につきましては国民健康保険だけの問題ではございませんので、協会けんぽさんをはじめとしたその他の保険者の皆さまとも意見交換、情報共有しながら対応をしてまいりたいと考えてございます。

2点目は、保健事業費の予算の減額についてのご質問でございました。こちら、委員からご指摘のありましたとおり、被保険者数の減少が予算の減額につながっているものでございまして、健診をお受けになられたい方、ご希望のある方には皆様受けていただけるような金額を予算計上しております。できる限り100%に近い皆様に健診を受けていただく、保健事業をご利用いただくということを引き続き目指してございます。また、そのための方策としましては、受診をされていない方、特にこの特定健診は40歳以上の方が対象となりますが、健診の対象となって初年度、2年度目、3年度目の40歳、41歳、42歳の方に健診を受けていただくという意識をお持ちいただくことが大事だろうと考えてございます。従って、その年齢、年代の方で、健診を受けておられない方につきましては、私どもから直接お手紙を差し上げて、健診を受診していただくようにご案内を申し上げますし、加えて、直接お電話でも健診を受けていただくようにおすすめてしてございます。こちらにつきましても、来年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。仙台市の特定健診の受診率は、ご紹介いただきましたように高い水準にはございますが、なお、半数くらいの方がお受けになられてないという状況もございまして、その点は引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

3点目はレセプトについてのご質問でございました。こちら私どもの方で請求の内容について点検をしてございまして、疑義のあるものについては再度の審査をしているという部分についてのご指摘でございました。枚数、金額ともに減っております一番大きな要因は被保険者数が減少しているといったことが大きいと考えてございますが、点検をする専門の職員については、専門的な知識、それから診療報酬の請求内容を見るというような技能とスキルというものも必要となってございますので、なかなか人員を拡充、強化するというのが難しい分野でございます。この点につきましてはこれまでと同様に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

【横式委員】

特にコメントはいただかなくても結構ですが、1点目の柔道整復の療養費に関しては、実は先ほどは申し上げなかったのですが、不正請求のあった90%が市町村国保を対象にされているというふうになっております。従って、審査をすり抜けてという部分にはなりますが、その審査が一番通りやすいところを狙ったという報道もございましたので、そういった意味においては、私どもも同じ問題を抱えているのは事実でございますが、特に何かしらの対応策というのも必要ではないかと考えておりますので、是非、今後、何かしらのご検討をいただければと思います。これにつきましては、特に、数年前から会計検査院の指摘等もございまして、厚労省からの通知等も出ておりますし、他の政令市等においても一部、対策を実施しているところなどもあると聞いておりますから、そういった点も含めて、今後のご検討にいただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。先ほどの答弁でも、点検の強化をしっかりとやっていくとい

うことをごさいましたので、今のご発言を踏まえて、当局もしっかりと不正請求のないような体制をお願いしたいと思います。

【会長】

他にございませんか。

【渡辺委員】

横式委員の質問に関連して、2番目の健診に関して確認でございます。今までどおり、当該者が受診をできる環境は確保したということによろしいのでしょうか。ご確認をお願いいたします。

【課長】

そのとおりでございます。私どもの方から、健診の対象となっている方皆様に、かかりつけの医療機関であるとか、最寄りの医療機関もご利用いただけるというご案内と合わせて、受診券をお送りしてございます。健診を受けていただく体制につきましては、これまでと同様確保してございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかにごございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問がなければ、協議事項③の「平成28年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項④「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」を事務局から説明願います。

【課長】

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【渡辺委員】

限度額が上がって、負担が上がる方がいる一方、負担が軽くなる方もいらっしゃるとう説明をいただきました。負担が軽くなる対象の方が増えることは結構なことだと思いますが、負担が上がる方達に対して、仙台市として、どのようなご検討をされたのでしょうか。国民健康保険法施行令ということで法が関わるので、それに従わざるを得ないという

部分もあるかと思いますが、条例案として提案されたものについて、これから議会では最終的な議論をしていきますが、この協議会の中で何の質問もなく終わりというわけにはいかないと思う立場で申し上げるのですが、どのような検討が行われて 2 万円ずつあげて 4 万円という数字になったのでしょうか。お聞かせ願います。

【保険年金課長】

国において、この数年、賦課限度額の引き上げをしてきてございます。この考え方につきましては、所得の高い方の負担が頭うちになるということがございまして、所得の高い方でも一定額までで保険料の負担が留まっていることで、低所得の方、中間所得の方の保険料の負担に偏りが出ていることから、それを是正するためというのが 1 点でございます。また、国民健康保険は、他の被用者保険よりも賦課限度額に達している方の割合が高く、他の被用者保険よりも上限額の設定が低いということがございますので、その均衡を徐々に段階的にとっていく必要があるだろうということがございます。このような観点から、2 万円ずつ、合計 4 万円ということで引き上げがなされているものでございます。

その国の政令の改正を受けてとなりますが、仙台市におきましても、今申し上げました低所得者の方、中間所得の方、高所得の方の保険料負担のバランスという部分、それから、他の社会保険と比べた場合の限度額に留まっている方の割合のバランスという部分、同じような観点で検討をいたしましたところ、仙台市国民健康保険においても同様に対応をする必要があろうということで、今後、条例の改正の提案を予定しているものでございます。

【会長】

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問がなければ、協議事項④の「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

これで本日の協議事項を終わらせていただきます。

○ (2) 報告事項

続きまして、(2) 報告事項に入ります。

①の「国民健康保険の都道府県単位化について」を、事務局から説明願います。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【渡辺委員】

まだ詰めている段階ですので、説明を多く求められないとは思いますが、確認の意味を含めてお尋ねいたします。この制度に移行したとき、仙台市被保険者の負担感、あるいは被保険者の被る影響というのは、どのように予測しておられるのでしょうか。県の対応というのは、なかなか財政困難ということを理由にして、動きが非常に見えないところがございまして。先程のご説明では、年齢構成や医療機関の数といった変数によって、納付金の金額が変わってくるとのことでした。我々、公益代表の者としては、本市の保険者、被保険者に、さらなる負担がかかることは、絶対に避けなくてはならないと思っています。そんな立場から、心配があるものですから、お尋ねをしたいと思っています。

【課長】

被保険者の方の給付等の部分については、引き続き、同じように継続されます。ただ、委員からご指摘がございましたとおり、このことによって、仙台市の被保険者の方に負担がかかることがあってはならないと考えてございます。宮城県と県内の市町村で詳細な協議を進めるなかで、当然のことながら、市町村に負担が偏るようなことにならないよう、必要な意見を申し上げてまいりたいと考えてございます。

【会長】

ほかにございませんでしょうか。

【鎌田委員】

国民健康保険の財政的な問題から、都道府県に統合されていくのではないかという報道等が数年前からなされておりますが、そのへんのところの絡みと、都道府県単位で行うという、どうしても後期高齢者医療制度の問題との絡みが心配になってきますが、そのあたりについて、現時点で把握されているところがあれば教えていただきたいと思っています。

【課長】

まず、都道府県に統合させていくのではないかということでございますが、国におきましても、国民健康保険を安定的に運営していくためには、財政運営の責任を都道府県が持ち、市町村とともに共同で保険者となるということが、必要な改革であると説明を受けてございます。その先につきましては、何かその先を見据えたものがあるというわけではなくて、この30年度からの新たな制度が施行されました後に、また必要な見直しもするというので法改正もなされてございますので、その中で、この制度の方向性であるとか、見直しが必要な部分等々について検討がなされていくものと考えてございます。

また、後期高齢者医療は、宮城県の広域連合が保険者で、市町村がいわば窓口となって保険料の賦課、徴収を行い、それを広域連合のほうに納めるという流れになっております。国民健康保険の都道府県単位化は、あくまでも都道府県と市町村が共同で保険者となり、財政運営の責任主体は都道府県が負うこととなってございますので、今回の国保制度の改

革の中で出てきた、あらたな運営の形態だと考えてございます。

【鎌田委員】

ひとつ心配されるのが、事務の簡素化が図られるべきという流れに逆行される恐れがないのかということなのです。現時点では30年度の話なのでとやかくいう話ではないかもしれませんが、事務の説明等を受ける際は、そのようなところについて確認されたほうがよろしいかと思えます。

【課長】

宮城県と仙台市をはじめとした市町村の詳細な協議の中では、そのような事務処理の標準化、共同化といったこともあわせて協議をしていくということで進んでございます。また、我々が実際の事務処理を行う際に使用いたします電算システムについては、現在は各市町村それぞれが導入してございますが、今回、この制度改正とあわせて国で標準的な電算システムを開発して市町村に配布するということもなされてございます。委員のご指摘がございましたように、効率化ということもあわせて図りながら、進めてまいりたいと考えてございまして、事務処理の標準化につきましても、今後、詳細を検討してまいりたいと考えてございます。

【鎌田委員】

システムの構築というところですが、冒頭の補正予算の中で減額措置されたシステムの次年度構築の部分のシステムとは別のものですか。

【課長】

そうでございます。現在、国で標準的なシステムを開発している最中でございまして、先程、補正予算の概要の中でご説明を差し上げましたのは、現在、仙台市が使用している電算システムについてでございます。

【会長】

ほかにございませんでしょうか。

【木村委員】

念のためにお尋ねをしますけれども、平成30年度以降も、各市町村の国民健康保険の運営協議会はこのまま存続し、宮城県については、県の協議会が新たに設置される、県の協議会の委員については、各市町村の運営協議会と同じようにエリアから選ばれていくと理解してよろしいのですか。

【課長】

そのとおりです。当協議会につきましては、平成30年度以降も引き続きご審議をいただ

く機関として存続をいたします。また、あらたに都道府県におきましては、同じ、運営協議会が設置なされます。都道府県に設置されます協議会の中では、宮城県全体の国民健康保険の運営方針であるとか、また、財政的には、財政運営の最終的な責任主体という形になりますので、そのような部分を協議することとなっております。

【木村委員】

県の運営協議会のメンバーはどのような感じのメンバーで構成されるのですか。どこからどういう方々を出すかというメンバーの構成も同じですか。それとも、市町村単位で出すような感じになるのですか。

【課長】

市町村も共同の保険者ということになりますので、市町村から委員ということで参加することはないと聞いてございます。同じように公益を代表する委員の方、保険医の方、被用者保険の方で構成をされると聞いてございます。

【木村委員】

そうすると、県に設置させる運営協議会に対して、市町村としての意見の表明はどのような場でしていくものなのですか。

【課長】

同じように保険者ということで、市町村と都道府県、それぞれということでございますので、協議会とは別の部分で、我々、同じ保険者として先程お話申し上げましたが、都道府県と市町村の協議というものは続いてまいりますので、その中で申し上げまいりたいと考えてございます。

【会長】

ほかにございませんか。

【青沼委員】

そうすると、仙台市としては金銭的にはデメリットがあつて、しかも、県から口出しされるという、その2つでよろしいですか。

【課長】

県は、給付に必要な金額を全額支払う義務があるという形になります。

仙台市としてのデメリットはあるかということではありますが、今回、県の方に財政安定化基金ということで、不測の事態に備えた基金が設けられるというようなこともあわせて予定をされてございます。現在ですと、支出の急激な不測の増加ですとか、災害等による収入の減少があつた場合、それぞれの自治体の一般会計との兼ね合いで対応せざるを得な

いという部分がありました。県に設けられる財政安定化基金の中から交付を受けることもできるという形にもなりますので、財政的なスケールが大きくなることでの財政基盤の確立、安定的な運営という部分では寄与するのではないかと考えてございます。

被保険者の方には、先程、渡辺委員からもございました給付等々については変更ございませんので、負担が及ばないよう、今後、県との間での協議で意見を申し上げてまいりたいと考えてございます。

【会長】

ほかにございませんか。

【小山委員】

県で給付に必要な費用を全額市町村に交付し、それに見合った形で標準保険料を算定し、市町村毎の国保事業費納付金を決定していくということであれば、県は絶対に損はしない。あくまでも、決めた額を市町村で徴収してもらい、それを納めてもらえばいいのだという状況が作られていくわけですよ。前に、30年度から、一般会計からの繰入はなくなるという話を聞いたことがあります。今現在で、141億円繰入していますが、これがなくなっていくわけですよ。無くなるのかどうかははっきりしてもらいのですが、無くなった場合、さらに、被保険者に対して負担増が課せられていくことは考えられるのか、考えられないのかお答えいただきたいと思います。

【課長】

今、委員のご指摘がございましたとおり、都道府県からの納付金の決定という部分が一番重要であろうということで私共も考えてございます。変数といいますか、可変の数字の設定という部分で、仙台市の状況を的確に反映した形で納付金を決定していただく必要があると考えてございますので、そのあたりにつきまして、まだ、県と市町村の具体的な協議は始まってございませんが、今後、28年度、29年度と本格化してまいります中で、県に対して必要な意見を申し上げてまいりたいと考えてございます。

それから、繰入金の関係でございます。繰入金につきましては、法でルールとして繰り入れしなければならない部分と、法定外の繰入といっているそれ以外の部分がございます。ルール分の繰り入れというものは、30年度以降もなお、継続する部分があると考えてございます。国から示されておりますのは、歳入が足りないとか、収支を補填するといったルール外の繰入を計画的に縮小し、30年度以降は、原則的にルール外の繰入はしないようにするという事と、そのために国からの財政措置を拡充するという事でございまして、ルール分については継続いたしまして、ルール外分の繰入については計画的に縮小をしていく必要があると考えてございます。

【小山委員】

国は、ルール外の繰入は無くしていくと言っていますが、予算では3,000億円しか考え

ていません。今現在でさえ、それ以上出ている現状の中で、3,000億円で間に合わせようとするのが今の国の考えであるわけです。県との関係などもあると思いますが、このあたりをどう整理していくのか。大変な問題であると思います。

【課長】

国は平成30年度以降、合計で3,400億円を財政措置するというので決めてございますが、その3,400億円ですべて足りるとは我々も思っておりません。財政基盤を安定的に運営していくためには、この3,400億円に加えてさらなる財政措置が必要だということを、政令指定都市共同で国に引き続き求めていきたいと考えてございます。拡充がなければ、国保の被保険者の方のみならず、仙台市民の方にご負担いただいている税でのご負担も出てくるということにもなりかねませんので、その点については、国になお求めてまいりたいと考えてございます。

【渡辺委員】

ご説明をお聞きしているうちに怒りもこみ上げてくるのですが、不安もこみ上げてきます。納税者の立場からいえば、簡単にこれだけかかるのでお願いしますと県から言われたら困るわけです。県が県民の生命の安全、健康を守るという当事者意識を強烈に持っているただかないと、単なるしわ寄せの配分だけになってしまう恐れがある。子供の医療費の助成に関しても、なぜか全国の都道府県の中の最低レベルを改善しないで守っている。私は、そのような県民の健康に対して当事者意識が少ない行政を見ていると不安でならないと思う一人でございますので、県からこう言われたので仕方がないので一般会計から繰り入れますなどと言わず、納税者のお金なのだから、事務局は市長ときちっとお話をさせていただいて、大変な覚悟で県と交渉していただきたいと思います。私の認識が謝りであればご指摘をいただきながら、お伺いをお聞かせいただきたいと思います。

【局長】

確かに30年度の都道府県化に向けての様々な道筋は、まだ明らかではございませんし、給付に対する各市町村の負担割合、あるいはその負担割合を決める変数的な部分の取扱いがまだ国からきちんとした形で示されておらない状況ではございますが、それは、今後、示されると思います。そうした中で、都道府県が、今後、広域化に伴って保険者としての責任があるわけでございますので、ただ単純に市町村に財源を振り分けるだけの役割ではなく、きちんとした主体として責任を担うように、私ども市町村が一丸となって宮城県にきちんとお話をしていくという姿勢はきちんと持って進めたいと思います。また、課長から答弁いただきましたが、3,400億円の財政支援が今後なされるということではございますが、それが、将来を見ますと、あるいは現行の制度を見ますと、必ずしも充分とはいへませんので、引き続き国に財政支援をきちんと果たしていただくよう要望してまいりたいと考えてございます。

【小山委員】

一番の問題は、県から各市町村にくる納付金の金額の決定に対することだと思います。どういう数式、算式に基づいて決めるかは、まだ国のほうで決まっていないという話ですが、仮にそれが決まった後、県から仙台市に対して「仙台市さんこれだけ出してください」と言ってきたときに、こちら側から見て納得できないと、そんなに出せないし、出す必要がないじゃないかと思ったときに、市町村から県に対して異議申立てであるとか、協議を申し入れるという制度は、この新しい制度の中ではきちんと設けられているのですか。それとも、提示されたものは、ただ言うことを聞くしかないとなっているのか、そこはどうなっているのですか。

【課長】

共同での保険者ということになりますので、同じ保険者の中で異議申立てするような関係ではないということになります。ただ、先程申し上げましたが、納付金の妥当な決定、合理的な決定というものが一番重要でございますので、今後、宮城県と市町村で協議をしていく中で具体的な部分、数字というのもでできますので、負担の偏りがあった場合には、強く意見を申し上げてまいりたいと考えてございます。

【会長】

私が会長として皆さんにお諮りしたいのですが、ただいまご説明いただいた制度の改正について、多くの方々からご発言がございました。非常に重要な改正案だろうと思えますし、これから先々、県と含めて協議をなさるわけでございますが、当協議会にもタイミングを逸しないで、その折々に、ご報告をいただき、私共のご意見も申し上げる機会があれば、申し上げさせていただくというふうに取り計らっていかうかなと思えます。副会長とも相談しないで、大変僭越なところではあります、いかがでございましょうか。

〔「はい」の声あり〕

ご賛同いただければ、そういうことで、当局にお願いを申し上げれば、機を逸しないで、この協議会にもご説明をいただき、私どもの思いも充分踏まえていただいて、より良い制度改正にさせていただくようお願いをしておきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。それでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございました。

以上で報告事項を終了させていただきます。

○ (3) その他

【会長】

その他に移らせていただきたいと思います、その他でございますでしょうか。

【横式委員】

本日配布させていただきました資料につきまして、簡単にポイントを絞ってご説明をさ

せていただきたいと思います。同じ保険者としての悩みと申しますか、取組について、地域住民への健康づくりの一環を担う者として聞いていただければと思います。

資料の 2 ページの真ん中の辺りにまちかど健診の促進というのがあります。健診は各健診機関で実施しておりますが、なかなか受診されない方も多いことから、健診車を出しまして、仙台市内においては、三井アウトレットパーク仙台港、また、今後は、ザモール仙台長町といったところでも健診を実施していくという取組でございます。また、こういった地域以外、健診受診率の低いところ、特に青葉区、泉区、宮城野区などの、健康保険、協会けんぽでいいますところのご家族、被扶養者が無料で特定健診を受けられるような案内を積極的に行ってまいりたいという取組の一つでございます。

3 ページは、所謂、重症化予防ということとして、特に血压、血糖値といった検査値が高い方は、本来であれば、是非早めに病院を受診していただき、重症化しないようにということになります。検査結果を見ても、まだ病院へ行かないような方がかなりいらっしゃいます。重症化してから医療機関を受診すると、非常に高上がりになるということもありますので、是非、早めに医療機関を受診していただくよう取組を実施しております。これについては、文書または電話等も含めて、27 年度より特に受診勧奨を実施しております。

4 ページ以降は、仙台市さんが取り組んでいる内容等も含めた、キャンペーン等についてのご案内です。特に 6 ページでは、宮城県と仙台市と協会けんぽの 3 者で、受動喫煙防止の関係について、受動喫煙防止宣言施設という取組も一緒に行っているということで、さらに禁煙、または分煙といった取組を進めているということをご案内させていただいております。資料につきましては以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。取組についてのご説明でございました。

他にございませんか。

【渡辺委員】

国民健康保険一部負担金免除について状況をお伺いしたいと思います。今年度の 3 月 31 日をもって、期限が来るわけですが、27 年度の対象者は 8,500 人余りと結構な人数となっております。聞くところによると、国としては今年度で終わりという流れの中で、岩手県は、国への働きかけをしながらも、28 年度も県の責任で取り組んでいくと報道されております。宮城県はどうもそうではないような様子ですが、今、宮城県の対応は、正式に仙台市に対してどのように伝わっているのか、それから、仙台市として県、国に対してどのような働きかけをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【課長】

宮城県に対しては、今年度、昨年度と、複数回に渡って要望をしておりますが、宮城県は岩手県と比較いたしまして被害にあわれた方が非常に多いことから、宮城県単独で市町村に対する財政措置、財政支援をするのは難しいとご回答をいただいております。また、

宮城県としても市町村の財政支援をしていただくよう国に要望をしていくとご回答をいただいているところでございます。

国に対しても、複数回に渡りまして、宮城県市長会、全国市長会を通じまして、財政支援をしていただきたいと要望してきてございます。私どもも直接厚生労働省にお邪魔をして要望をしてきた経過もございますが、来年度以降の国からの財政支援の継続につきましては、ご回答をいただけてないという状況でございます。

【渡辺委員】

国の動きは、今現在では、まだ見えていないと理解をいたしました。

県の対応については、被災者が多いからこそやらなくてはならないとなぜ言わないかと思いがあります。岩手県は少ないからやっているが、宮城県は多いからやらないと、極めて理解に苦しむような姿勢に、私は疑問を感じる一人でございます。ときあたかも、昨日、仙台市長が、市長記者会見で、記者団の質問に対して、市長会長としてご答弁をされておられました。お手元に資料があればお話しをいただきたいと思います。

【課長】

先日、記者会見で、一部負担金免除の継続について宮城県市長会長としてどのように考えているのかという質問がございました。これに対しまして、3年を期限に行われております国からの補助が切れるということで、県市長会として一本でまとまるというよりは、それぞれの被災自治体の状況によって、財政状況であるとか、運営の状況、財政的な体力も含めて、個別の自治体ごとの判断になっていくのではないかと考えていますと市長がお答えをしております。

また、県の財政支援に期待をするという声もあるようだが、どのように考えますかということで、記者団から質問がございました。これに対しましては、宮城県においても岩手県と同様の対応ができないかと、県市長会として知事とお話しておりますが、知事からは、岩手県と違って対象者の数が多いので、県として、独自の財源措置をするということでは難しいというお返事をいただいておりますということで市長がお答えをしております。

【渡辺委員】

また、あらためて知事から、被災者が多すぎるので対応できないという、理解不可能の、意味のわからない答弁のようですが、これは、きちっと働きかけをしていただきたいと思います。市長は、市長会長として、各自治体の事情によって変わってくるだろうというお話のようでしたが、本市は、今現在、どのように取り組もうとしておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

【課長】

一部負担金の免除措置は、平成27年度まで、国からの財政支援の拡充分の一部を活用して行ってきてございます。国からの財政支援の拡充が今年度までということですので、財

源の拡充を継続していただきたいと国に求めてきてございますが、今年度までとされております財源の拡充の継続がなければ、一部負担金免除の継続というのは困難と考えてございます。

【渡辺委員】

それでは済まないわけです。実際、対象者がいらっしゃるわけですから、何らかの対応をしていかななくてはならないと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

【課長】

来年度の一部負担金を、どのようにするかにつきましては、国からの財源、財政措置の行方を、ぎりぎりまで見極めたいと考えてございまして、最終的な決定をしたというところではございません。仮に免除を行わないとした場合、それに変わる措置というものは考えてございませんが、国民健康保険の保険料におきましては、昨年度から、所得の低い方を対象とした本市独自の減免制度を実施しているところでございますので、一定の配慮をしていると考えてございます。加えまして、被災した方に対しましての、様々な支援制度も実施してございますので、そのような制度の活用ですとか、その他の福祉制度を活用するというところで対応をしてまいりたいと考えてございます。

【渡辺委員】

これで終わりますが、是非、ぎりぎりまで働きかけをしていただきたいということと、今現在、考えていませんなどと言い切らずに、是非、当該の皆さん方が、少しでも不安を解消できるような次の手だてというのを考えていただきたいと思います。ひとまず今日はこの程度にしておきたいと思います。よろしくお願いします。

【会長】

他にございませんか。

【鎌田委員】

今の渡辺委員の質疑に関連してですが、やはり、被災者の方々の苦勞をどのように解消に向かっていくかという市としての姿勢が問われると思うのです。今、国が財政支援をしているからやる、これは最も大事な話なので、そのところが不透明なまま、仮にという話を持っていくことは難しいのかもしれない。ただ、心意気として、被災者をどう救っていくか、特に健康被害をきたしているの方々に対して安心を与えるということは非常に大事なことだと思います。先程の渡辺委員からの質疑も、私も全く同じ思いで、ことの推移を見守りたいとは思いますが、心意気をしっかり持っていただかないと、国から駄目でしたという説明で終わってしまっはいけないと思います。先程、それに変わる事業を昨年度から実施しているというお話もありましたが、それはそれとしても、しっかり市長のも

とできる限り、国がきちんと継続をずっとやっていただくまでの働きかけを粘り強くやっていたきたいと思います。

【会長】

他にございませんか。

【庄司委員】

マイナンバー制度の取組の進捗状況を簡単にお聞かせいただきたいと思います。我々、被用者保険の保険者は、個人番号の事務実施者ということで定義されておりまして、被保険者等から、個人番号の収集を行うことになっておりまして、それに向けて諸規定の制定なりを今やっているところなのですが、仙台市国保さんの、今の取組の状況を簡単に教えていただきたいと思います。

【課長】

国民健康保険の関係の届出、申請につきましては、この1月から、被保険者の方にマイナンバーをご記入いただくことになってございます。私どものほうでは、そちらをお預かりして、様々な業務を進めていくことになってございますが、制度が始まってまだ間もないということもございます。国からも、被保険者の方の申請にかかる負担についても考えなければならないと提示されてございますが、届出等にマイナンバーの記載を必須として、記載がなければお受け取りできないといったような対応ですと、申請の負担が非常にかかってしまいますので、記入がないですとか、一部、マイナンバーに関連する部分で記載の不備がある場合でも、窓口で補うということも対応してございまして、申請される方のご負担にならないよう、次回以降、マイナンバーをご記入くださいとご案内を差し上げている状況でございます。我々の業務の中で、マイナンバーに関連する対応は進んでございますが、被保険者の方に一番影響のある届出の関係等につきましては、今ご説明差し上げたとおりです。

【会長】

他に何かございますか。事務局からは何かありませんか。

【課長】

ございません。

【会長】

それでは、以上をもちまして、本日の運営協議会は閉会といたします。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成 28 年 3 月 31 日

会長

稀沼 敏石 

署名委員

駒形 守作 

署名委員

武川 由美子 